

会 議 録

会議の名称		第3回小金井市行財政改革市民会議		
事務局		企画財政部行政管理課行政管理係		
開催日時		平成18年11月10日（金）午後3時00分～午後5時20分		
開催場所		市民会館萌え木ホール		
出席者	委員	大橋忠彦委員、中谷麗子委員、雨宮昭一委員、河村 清委員、 戸張雅子委員、中野利枝子委員、林 育男委員、 松井義侑委員、横田真理子委員、脇田洋志委員		
	事務局	企画財政部長 吉岡伸一、 行政管理課長 坂本 守、 保険年金課長 久保 昇、 水道課長 尾崎充男 下水道課長 石川順三郎、 介護福祉課長補佐 今村 洋、 介護保険係長 本木直明、 行政管理係長 上野利一、 行政管理係 長谷川誠		
欠席者				
傍聴の可否		可 ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	2人
会議次第		別紙1のとおり		
会議結果		別紙会議録のとおり		
提出資料		添付のとおり		

## 第 3 回小金井市行財政改革市民会議次第

日時 平成18年11月10日（金）午後 3 時

場所 市民会館萌え木ホール

- 1 開会
- 2 小金井市第 2 次行財政改革大綱（改訂版）について
- 3 特別会計（国民健康保険・下水道事業・受託水道事業・老人保健医療・介護保険）の現状について
  - （1）平成17年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要
  - （2）平成17年度小金井市下水道事業特別会計決算概要
  - （3）平成17年度小金井市受託水道事業特別会計決算概要
  - （4）平成17年度小金井市老人保健医療特別会計決算概要
  - （5）平成17年度小金井市介護保険特別会計決算概要
- 4 平成17年度小金井市一般会計歳入歳出決算の状況について
  - （1）平成17年度小金井市一般会計歳入歳出決算
- 5 第 2 次行財政改革大綱（改訂版）の取組状況について
  - （1）平成19年度組織改正（案）部・課・係別新旧対照表
  - （2）行財政改革による財政効果
  - （3）職員数の推移
- 6 次回の日程について
- 7 その他
- 6 閉会

平成18年11月10日（金）

## 開 会

### 1 開 会

○会長            それでは、第3回小金井市行財政改革市民会議を開催いたします。本日は新たな委員として、雨宮先生をお迎えすることができましたので、まずはごあいさつを賜りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○雨宮委員        雨宮と申します。市長さんのご要請をいただいて、お役に立つか立たないかよく分かりませんが、務めさせていただきたいと思います。

今日、あいさつがわりに、毎日新聞に、今から2週間ぐらい前に、1面で私がコメントを出して載ったのを、どなたか読まれた方、いらっしゃいますか。いらっしゃらなくてもいいんですが、秋田とか青森で談合のもとになった技術センターみたいところを、全国にどのくらいあって、どのくらい天下りがあってという話を非常にシャープに書いた記事で、それに対してのコメントを求められたんですが、この2枚目の左のほうです。つまらないところですが、すぐに廃止しようとかそういうちょっとヒステリックな雰囲気があったんですが、よく考えてみますと、全国どこでも通用する議論をするわけにはいなくて、例えば雇用が非常に少ないところでは、事業団自体が雇用を生んでいるようなところがあって、それぞれ問題を考えるときに、非常に行政改革をシャープにやれるところと、違うやり方をしなきゃならないというふうに、いろいろ地域によって異なって、ここでもやはり小金井市の地域に即した行政改革を、つまり、何のための行政改革をやるかということクリアしながら、ぜひ進めていかれるとよろしいかと思います。私、来てまだ1年ちょっとしかたっておりませんので、いろいろ教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局            どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、会長にお願いする前に、事務局のほうから、第2回の市民会議の議事録を皆様方のお手元に送付してございます。その内容につきまして、何かご指摘いただく点がございましたら、前段お願いしたいと思います。特に、よろしいですか。

では、会長、よろしくお願いいたします。

○会長            当会会長の大橋でございます。今日は、雨宮先生が我々の検討のお仲間として、大変力強

い委員として加わっていただきましたので、今、ごあいさつを賜りましたけれども、私どもも時間をあまりそれに使うわけにいかないですが、一言だけ自己紹介したいと思います。

大橋でございます。どうぞよろしく。

○中谷委員 東町の、先生のお近くに住んでいます、新小金井駅前に住んでおります中谷です。どうぞよろしくお願いたします。

○河村委員 河村です。仕事は機械工具の販売をやっております。

○戸張委員 前原町五丁目に住んでおります戸張と申します。よろしくお願いたします。小金井市には、小金井市消費者団体連絡協議会という消費者団体がございます、経済課と連携して、特にごみ対策のことに力を入れておまして、それから経済課と連携して消費者被害の防止のための啓蒙とか、正しい情報の伝達ということに努めております。よろしくお願いたします。

○中野委員 中野利枝子と申します。よろしくお願いたします。所属というか、教育関係というところで出てきていることになっておりますが、元PTA会長とか健全育成のほうで子供と接して活動を行っております。家は緑町に住んでおまして、緑中学校と特に関りを持って活動させていただいております。よろしくお願いたします。

○林委員 林でございます。都庁で都市計画とかそういう仕事をやっておまして、今、立川市の建築審査会の会長をやったり、そんな形でまだ行政に多少かかわっています。この会議、いわば私にとっては、やや内々的な部分がございますので、皆さん方と意見が違うことがあり得るので、市役所の立場で物を言うかもしれませんのでよろしくお願いたします。

○松井委員 ダイワ精工の社長、会長を卒業しまして、名誉会長をやっております。孫が本町小学校に3人、入っておまして、いろいろな意見も持っているようですので、消費者の立場から、市民の立場から少しずつ発言をさせてもらおうかなと思っております。

○横田委員 横田真理子と申します。住まいは緑町二丁目に持っております。専業主婦ですが、13年間、市民のボランティア団体の青少年の環境を守る会の代表をさせていただいておりました。

○脇田委員 脇田と申します。よろしくお願いたします。地元の労働団体の枠で委員になっております。小金井市と隣の武蔵野市、その南隣の三鷹市、3市を所管します連合三多摩多摩東部第一地区協で議長をやっております。出身というか職業は武蔵野市でございますティアック株式会社、そちらの労働組合で中央執行委員長を務めております。よろしくお願いたします。

○会長 というわけでございます。よろしくお願いたします。

今日の議案としましては、ここに既にお配りしてありますように、非常に盛りだくさんでございます。その上さらに、先ほど吉岡部長からもお話がありましたように、前2回の議事

録につきまして、確認をとらせていただきたいという仕事がございます。1回目の市民会議の議事録については、2回目が非常に間近で開催されましたので、2回目のときに確認する時間がなかったということがありますから、まず先に1回目につきまして何かご指摘の点があるかどうかというのをいただいて、次に4月に行われました第2回の市民会議についてのご確認という順番でやっていきたいというふうに思います。

最初に、3月30日に開催されました市民会議の議事録でございます。大変もう丁寧に一字一句全部載っかっているということでございますけれども、何かご意見がございましたら。ございませんか。では、これは了承されたものとみなします。

次に第2回目の市民会議は4月19日の開催でございますが、何かございませんでしょうか。

○横田委員 済みません。個人的に、議事録に載ったのが初めてで、自分の表現力不足のために、その言葉をそのまま残していただくと、自分の表現していたことが若干分かりにくいなという場合には、どのように……。

○会長 それは本当の建前で言うと、前にきちんと案をつくっておいてもらって、ここで披瀝していただいて、皆さんにいいか悪いかを確認をとるのが一番正確でしょうけれども、そこまでかたくやる必要もないと思いますので、修正のご希望のあるところは事務局のほうに出していただいて、それでよほど何か政策論とか、あるいは対外的な影響が大きい場合には、会長である私のほうに事務局から伝えていただきますし、そうでない場合には、理事者関係の中でおさめていただくというのがいいと思っています。

○横田委員 はい、分かりました。

29ページの……。

○会長 1回目ですか。

○横田委員 はい。上から4段目からの文章のところなんですけれども、自分で読んでみてもかなり表現が下手だったなと思っております。この意味合いは、実施計画の改善内容の欄の文章を、もう少し具体的なことを記入されていると分かりやすいというような内容の趣旨を発言したものであったんですが、このまま読んでしまうと、とてもそういった表現には結びつきませんでしたので、そのような意味合いに訂正していただければ大変ありがたいと思います。

○会長 そのような内容でしたら、ご本人で文案をつくって、事務局のほうにご連絡いただければ結構です。

## 2 小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）について

○会長 次に、本日の次第の2番目で小金井市第2次行財政改革大綱（改訂版）についてということで、もう既に我々の手元には改訂版が届いているわけでございます。その後の経過につきまして事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○行政管理課長 座ったままで失礼いたします。

今回の市民会議に最初にご審議をお願いいたしましたのが、行財政改革の集中改革プランについてでございます。これは3月の一番最後のときに諮問というか、ご検討をお願いいたしました。その後の経過につきまして若干報告をさせていただきます。

これは前にも申し上げましたが、平成16年の12月に今後の行政改革の方針というのが閣議決定されまして、それを受けまして、平成17年3月29日、総務省が総務事務次官名で地方公共団体における行革の推進のための新たな指針というのを策定して、これに基づいて平成17年度を起点としておおむね5年間、行財政改革の具体的な取組を十分に分かりやすく明示した計画、いわゆる集中改革プランというふうに呼んでおりますが、それを作成して、17年中に公表しなさいという助言を地方自治法に基づいて自治体にしてまいりました。

小金井市ではこれを受けまして、当時、現在もそうでございますが、第2次行革の取組中でございます。第2次行革は平成14年度から5年間の計画でございまして、19年度までの計画を持っております。総務省のほうからそういう助言がございまして、2次行革を2年間延長して改善項目を追加して、いわゆる集中改革プランをつくろうということにいたしまして、その内容につきまして、まず事務局で原案をつくりまして、市議会であるとか、この行財政改革市民会議に原案を示しましてご意見をちょうだいいたしました。

その結果、市民会議からはかなり具体的な項目について提言をいただきまして、それを一定検討して、なるべく重複しないようにということで、いわゆる集中改革プランであります2次行革大綱の改訂版に入れさせていただきました。

改訂版につきましては、7月6日付で各委員の皆様にはお送りしてございますので、お目通しいただいたかと思いますが、7月15日の市報こがねいと、それからホームページで既に公表してございます。

それで、1枚、横の資料でございますが、第2次行財政改革大綱（改訂版・案）に対する行財政改革市民会議からの提言内容についての対応という6月9日付の資料でございますが、これは提言が何ページにもわたっておりますが、内容を、いわゆる事務局のほうでコンパクトにまとめたものでございます。1から12まで12項目、具体的にご提言をいただきました。

それについて事務局で検討しまして、いわゆる集中改革プランにどう対応するかというものが右のほうにございます対応の欄でございます。そのまま改善項目に入れさせていただいたものもございますし、行革ということから若干離れた政策提言もございましたので、参考意見とさせていただくという部分もございます。あるいは、既に項目として取り上げているものについては、新たにはつけ加えませんで、補強としてやらせていただくということがございます。その結果については2次行革大綱改訂版ということで、既に皆様のほうにはお送りしてございますので、提言がそのような形で生かされたということでご認識をいただければと思います。

その後の動きについて若干説明したいと思います、これはこちらからの提言以外のものもございますが、1つは、市立中学校の給食調理業務が、5校のうち2校、9月から民間業者に委託されて始まっております。それから東児童館の業務が10月から市内のNPO法人に委託されております。これはその中に載っております。それから任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例が、去る第3回の定例会で決定しておりますので、任期付き職員の採用が可能になっております。それから、これはまだ協議中でございますが、市立の小中学校に市から派遣している正規職員14名おりますが、この正規職員をすべて嘱託職員化するという方針をもって、現在、職員団体を含めて関係者と協議中で、できましたら19年4月1日から実施していくという考え方でございます。それから、自転車の有料駐車場、清里少年自然の家では、それぞれ有料駐車場が今年の4月から、清里少年自然の家が今年の9月から指定管理者のほうに移行しております。主な動きでございますが、このように行革が具体的に動いておりますので、あわせて報告をさせていただきます。

資料を既に送っておりますので、簡単でございますが、以上、説明にかえさせていただきます。

○会長

ご質問等、ありますでしょうか。

それでは、この件は各委員の皆さんに大変ご協力いただきまして、連休前までにご意見を出していただくということで出しいただいて、連休が明けました後の5月12日なんですけれども、会長、副会長と松井委員もご参加いただきまして、事務局のほうでその内容について調整の上で、5月18日、私どものほうで市長あてに提言書を提出しました。皆様方の慎重な審議、あるいはご協力にここでまた御礼を申し上げます。

### 3 特別会計（国民健康保険・下水道事業・受託水道事業・老人保健医療・介護保険）の現状について

○会長

それでは本日の本題になりますが、特別会計につきまして、これの現状のご報告をお願いしたいと思っています。これにつきましては、前回から、次回のこの市民会議のテーマは何にしようかというときに、会長としての私が、特別会計もぜひご説明お願いしたいと申し上げましたら、その背景にありますのはやはり、市の歳入歳出規模が全体で600億円あると、そのうちの約4割は特別会計で6割が一般会計である。しかも、4割とは言いましても、一般会計のほうから、これからお話があるんでしょうけど、かなりの補助が特別会計のほうに回っているということがありますので、簡単に言ってしまうと、一般会計、特別会計と大体金額的には半々だと。そうやってきますと、その重要度からして、やはり片方だけで勉強して、片方のほうはほうっておくというわけにはいかないですし、それから国の財政なんかを見ますと、私ももちろん素人でありますけれども、一般会計のほうだけ猛烈な議論して、特別会計になってしまうと、すーっと気が抜けてしまうみたいになって、そんなことをやっているものですから、一般会計は、おかゆをすするがごとき貧乏状態にあって、それで離れでは、特別会計ですけれども、すき焼きだというような話も有名な話でありますけれども、小金井の場合には、そんなすき焼きを食べている余裕はとてもないという感じでございます。現に資料を見せていただいておりますが、そのとおりなんです、なにせ半分の規模だという特別会計は、国民健康保険とか下水道とか水道とか老人保健、介護とか、みんな私の身の回りの密接不可分な話ばかりでございますので、ぜひとも私どもこういう審議会の委員として、しっかりご報告いただいて、ご質問があれば、今日は担当の課長さんがいらっしゃいますのでお話しただけですし、またさらに我々も今後、特別会計に関して議論し提言するという場合にも重要な機会としていただければというふうに思っている次第でございます。

前置きよりも本題のほうが大事でございますので、しかも、本日につきましては、各特別会計につきまして、ご担当の最高責任者の方がそれぞれ足を運んでいただいたということでありますので、皆様方のほうからご報告をいただくという形にしたいと思います。

時間的には残り時間が1時間半ぐらいはあるんですけれども、これ以外の説明も、おそらく15分ぐらいでやらなきゃいかんで、1時間15分ぐらいの残り時間で5つですから、5で割ると1件につき15分程度ですので、15分程度を目途に個々の特別会計についてのご報告と質問とを終わることを時間として充てていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(1) 平成17年度小金井市国民健康保険特別会計決算概要

(4) 平成17年度小金井市老人保健医療特別会計決算概要

○会長 最初に、国民健康保険の関係についてのご報告ということでよろしゅうございますか。

○保険年金課長 保険年金課長です。着席したままで説明させていただきます。

私のほうは、国民健康保険の特別会計と老人保健の特別会計と両方やっております。恐縮なんですけど、あわせてご報告というか、説明させていただきたいと思います。

資料として、決算概要という形で出ておりますけれども、かなりこの部分では細かい内容になっていると思われまので、概要をちょっとお話しさせていただきたいと思います。

これは、特別会計全般に言えることかと思っておりますけれども、特に国保と老人医療の特別会計を含むというのは、これは法律で決まっているわけなんですけど、どういう内容かといいますと、医療という特定目的に支出するというところで、一般会計の中で取り扱うこととなりますと、かなり医療のシェアが増えるということで、特別会計を設けるというのが法律にもなっているわけでございます。

先ほどもご説明がございましたけれども、小金井の決算の総額が、一般会計は352億程度でございます。国保は78億、老健が75億で、両方あわせると150億ということで、一般会計のほぼ半分近くを占めるような予算というふうになってございます。国保の加入の状況なんですけど、大体2万2,182世帯、17年度の平均なんですけど、総世帯が5万3,262世帯でございますので、加入割合は41.6%、4割ほどの世帯が加入しております。それから人口につきましても、総人口がやはり11万1,823人のうち3万6,964人ということで、加入割合は33%になってございます。国保のほうは0歳から全部なんですけど、そのうちの75歳以上については老人医療ということで分けております。これはまた後ほどご説明いたしますけれども、年齢で老人医療はなっておりますけれども、ベースとしては、保険に加入していなければいけないというふうには老人医療はなっておりますので、そのところが違うだけで、75歳以上も国保の対象者ではあります。全体のバランスなんですけれども、この後にご説明いたしますけれども、退職者医療という60歳以上の方、それから老人医療の対象者、75歳以下の方、あわせて2万1,991人ということで、国保の加入者のほぼ6割がいわゆる高齢者で占めているというふうになってございます。退職と老人医療が、今申し上げた1万5,000人ほどになりますけれども、これの4割ということなんです。

国保の加入の状況の推移なんですけれども、全国的には平成6年度が一番底だというふう

に言われています。それからずっと増加傾向にありまして、小金井の場合にはそれ以前からずっと増加傾向にございました。特にここ一、二年は微増の傾向にあります。これは、理由としては、社会経済情勢といいますか、いわゆる社会保険のほうの加入者が少なくなって、その分、国保のほうに増えているという状況がございます。

自己負担の割合ですけれども、3歳未満は2割、70歳以上の方については1割もしくは2割という、所得状況で違っておりますけれども、2割というふうになっています。今年の10月からは、2割の方は3割になりました。一般的には国保も社会保険もそうですが、3割の自己負担となっております。

1人当たりの医療費ですけれども、いわゆる一般世帯におきましては、1人当たりは年間15万2,715円、75歳以上のいわゆる老人の対象の方は67万4,986円というふうになっておりますので、4倍から5倍ぐらいの違いがございます。

保険給付費ですが、非常に粗っぽい数字で申し訳ありませんが、15年が40億3,700万程度、16年は43億4,900万、これで7.7%増になっております。17年度につきましては48億3,000万ということで、やはり11%の増というふうになっております。

こういう状況が国保の概要でございます。

国民健康保険を運営している特徴ですけれども、一般会計と違うところは、一般会計の場合には収入を先に確定しまして、それに基づいて支出を確定するという方法をとっております。ところが医療費でございますので、予算がこれしかないからもうお医者さんにかからないでくれというふうにはなりませんので、一定支出については2年なり3年の伸びを見込んでやるわけですけれども、それでもオーバーしてしまったときには、もうこれ以上予算がないから歳出を控えることができないというところに、予算編成の難しさが、あるいは運営上の難しさがあるというふうに思っております。

それで、今日、お手元にお配りしております資料の1の4ページをご覧いただきたいと思っております。本日、お手元に決算概要の用語解説というのをお配りしておりますので、それとあわせてご覧いただきたいと思いますが、まず上段のほうが入収入でございます。国保につきましては、非常に大ざっぱな言い方をしますと、ご本人がかかった医療費の3割の自己負担をしますと、残りの7割につきましては、半分は公費、国、都からの経費が見込まれます。残りの半分が、いわゆる保険税と言われているもので賄われております。これで見いただきますと、一番右側のほうに、国保税は全体の歳入に占める割合は33.7%でございます。国から交付される国庫支出金は24.9%でございます。説明は用語解説のところがございますけれ

ども、小金井の場合には、まだ保険税のほうが国から来るよりも多いという状況でございます。たまたま類似団体の昭島の場合はそれが逆でございます。国保税よりも国からのほうが大きいという状況になっています。ですから、小金井の場合にはまだ、そういう面では運営としては健全なのかなというふうに思われます。

それから、3番目のところに療養給付費等交付金という名称がございます。これにつきましては、用語解説のナンバー5に退職被保険者という項目があるんですが、一般は先ほど申し上げましたように、税以外の半分は国からの補助という考え方ですけれども、退職者医療につきましては、税以外の半分は被用者保険のほうから出してもらおうと。これは考え方としまして、非常に簡単に申し上げますと、若い時分に社会保険に入っていたときにはそれほど医者にかからない。退職した後に国民健康保険に加入すると同時に非常に医療費がかさむということで、費用負担のバランスを考えてもらおうということで、社会保険のほうから半分を出してもらっている。これが退職者医療の中身でございます。ですから、国から交付される国庫支出金につきましては、国保の加入者の一般の方、退職者のほうにつきましては退職者医療ということで被用者保険から出ております。

それ以外に、繰入金がございます。これにつきましては先ほども会長のほうからご説明がございましたけれども、この歳入の資金繰りだけではカバーできない部分については一般会計からいただいております。この金額は、小金井の場合には12億でございますけれども、このうち法定の繰入金というのがございます。国から法的に繰入れがされて、その原資は国から出るものでございます。大きいところは、いわゆる低所得者に対して6割とか4割の軽減措置をしてございますので、その分につきましては6割、4割は国から法的に繰入れられます。それ以外の、いわゆる赤字補てんという部分については、小金井は9億いただいております。この部分は26市中で15位でございます。1人あたりは2万4,465円で、14位となっています。ほぼ真ん中辺かなというふうに思いますけれども、やはり国保税、あるいは公費等で賄えない部分は一般会計から繰入れをいただいているという状況でございます。

それから、歳出のほうでございます。歳出につきましては、下段の円グラフですけれども、6割が保険給付ということで、保険給付は用語解説のナンバー12で書いてございますけれども、いわゆる医療機関にかかった費用等でございます。これが6割でございます。それから老人保健拠出金に要する経費ということで、25%ほど出ております。これは、先ほどちょっと申し上げました老人医療というのは、それぞれ保険に入っている75歳以上の方については、別枠で老人保健制度のほうに加入してもらっていますので、それにつきましては公費5割と

各保険者の拠出金で賄われております。その拠出金の部分が25%でございます。それから介護納付金でございます。これにつきましては、介護制度ができた後、いわゆる40歳から64歳までの第2号被保険者という部分につきましても、介護納付金という形でちょうどいまして、これも介護の運営に充てているという状況でございます。大きく言いますと、そんなところございましょうか。時間の都合で少しはしょっておりますけれども、そういうような大きい歳入と歳出の状況でございます。

国保の課題ということですが、先ほどから再三申し上げていることでありますけれども、国保財政の構造的な脆弱性というふうに昔から言われております。国保制度が始まったときは、いわゆる農家とか自営業者の方が主な対象でございました。最近、いわゆるよく言います急速な少子高齢化、それから先ほど言いました経済の低成長といったことで、国保に移ってくる方が非常に多うございます。とりわけ低所得者、あるいは無職者、それから若者でいわゆるニートとかフリーターとか言われている方、そういう就労構造の変わった方についても加入が多くて、そういうことを抱えている国保財政というのは非常に厳しい状況でございます。

全国的には保険制度の一本化と言いまして、国保だけじゃなくて社会保険を含めた一本化の動きだとか、あるいはもうちょっとキャパを大きくするというところで、都道府県単位の再編、統合化というような要望が出ておりますけれども、今のところ、そこにはまだ至ってはおりませんが、そういう動きではあります。今、動きとしましては、これは後の老人医療とも関係いたしますけれども、国民皆保険という制度は、日本が世界に冠たる制度だというふうに思いますけれども、これを維持するために一定、お年寄り等からも負担していただくんだということで、今、医療制度の改正が、今年の6月に法改正が行われまして、順次、制度改正が行われています。今年の8月にも、先ほどちょっと申し上げました2割負担者が3割になるというような動きもございましたけれども、さらに20年からは健診保健指導を保険者に義務づけるというふうになっております。これは、治療の重視から予防重視に変えていくんだと。5年計画を出しまして、受診率の悪いところについてはペナルティーを課するというような形で、かなり強力な動きがございます。

それから、老人医療につきましては、これまでの老人保健法を廃止しまして、後期高齢者医療制度ということで、広域連合の運営をしていくということで、都道府県単位の広域連合をつくって20年度から独立した保険制度を作っております。今までは、老人医療につきましては、保険に加入している前提で、拠出金で賄われている制度でございますけれども、これ

からは75歳以上の方についても独立した保険ということで負荷がかかります。

大ざっぱですが、国保の概要は以上でございます。

それから老人医療の特別会計でございますけれども、これにつきましては資料の4に概要が説明してございまして、その2ページ目にやはり円グラフがありますので、それをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、医療費につきましては保険者からの拠出金で賄われている制度でございまして、保険者が5割、残りの5割につきましては、国が3分の2、東京都が6分の1、市が6分の1ということで、公費5割で運営している制度でございます。これにつきましても一定の老人医療費が非常にかさむということで、先ほどちょっと年間医療費の比較を申し上げましたけれども、いわゆる若人層といたしますか、70歳以前の5倍からかかるということで、医療制度がかなり破産状況にあるということで、後期高齢者医療に移行するという状況になってございます。診療の報酬も今までの出来高払いから頭割りといいますか、そのような形に変わってくるんだと。特に終末期医療については非常に金がかかるので、ホスピスとかターミナルケアといったものに変えていくというふうに言っておりますので、これからかなり大きな変更がされるというふうに思っています。

非常に雑ぱくですけれども、一応時間でございまして以上で終わります。

○会長

いろいろご質問もあると思いますけれど、1点お伺いしたいのは、国民健康保険のほうにありましたけれども、一般会計のほうからの繰入れが36%増になったと。2ページの下から6行目ぐらいのところに書いてありますけれど、これはたまたま去年とか今年にかけてそんな感じ、36%増というのでいいのか。これからの少子高齢、特に高齢化、予想できないいろいろな形になるとのことで、この増加傾向はどんどん増えていくのか。どうしても今まで、医療って、いわゆる人件費がどうしたとか、経常収支がどうしたとかというようなところから見ていたんですけれど、何か見かけ、一般会計の、この前もあつたんですけれど、平成21年まで目標は何だと。これだったらまあまあいいかなといったのが、こうやってみると、とんでもない裏側のほうで、どんどん気がつかなかつた借金がえらい増えてしまうんですね。これもまた、そういったことも考えなければいかんということは、これからさらに費用が増えるということを読み込んだ議論にもなりかねないというか、そういう要素というのはものすごく大きいと思いますけれど、その辺はいかがでしょうか。

○保険年金課長

五、六年のスパンで見れば、増えていることは確かなんです。ただ、今年多いから翌年また増えるという状況ではなくて、減るときもございます。これはあくまでも赤字補てんの部

分ですので、どうしても多ければ、ここで国保税の改定ということは必要でございます。ただ、医療費そのものは、さっき申し上げましたように、1日で2,000万ぐらい動くときがあるんです。特に2月の28日、2月は28日か29日でいつもより3日間少ないわけですがけれども、それでもえらく違うようなことがあるので、特に冬の時期、インフルエンザ等がはやることもございますので、一般的には言えませんけれども、やはり一般会計から多く繰入れというときには、国保税の改定はしております。

○会長           もう一点、これは細かい話なんですけれど、施設利用補助とございますけれども、これは清里のことなんですか。

○保険年金課長   違います。市と契約している拠点保養施設と、あと市内にある旅行業者さんと契約しておりますので、そこの補助です。

○会長           何か質問、ご意見を。

では、この2件につきましては、また全体をもう一度おさらいで、質問とか意見がありましたら、もう一度検討する機会もできると思いますので、次に移らせていただきます。

## (2) 平成17年度小金井市下水道事業特別会計決算概要

○会長           下水道事業特別会計についての説明をお願いいたします。

○下水道課長    下水道課長の石川と申します。よろしくをお願いいたします。失礼して座らせて説明させていただきます。

最初に、下水道事業特別会計を説明する前に、下水道事業の簡単な歩みをご説明させていただきたいと思います。小金井市は都心まで30分から50分という近い条件にありまして、交通の便や自然環境に恵まれているわけがございますけれども、昭和30年代以降、首都東京のベッドタウンとして急激な人口増加を招いております。本市の住民の約80%は戦後に小金井市に転入してきた人たちで、その大部分の人たちが、杉並とか中野、あるいは三鷹、武蔵野市から転入してきた人が比較的多く、都市基盤の整備された地域から移転してきた人たちが占められております。そのため、これまで住んでいた地域との比較から、数々の都市施設の整備について当時要望が市に寄せられております。

その当時は、45年10月の要望につきましては、下水道事業などの改修設備ということで、約50%の人たちが下水道を整備してくれという要望がございました。しかしながら、都市化のスピードに都市整備がなかなか追いつかないという現状がございまして、無秩序のままに宅地開発が進んで、市内の農地や緑地は減少の一途をたどっています。その結果、生活環境

は日ごとに悪化してまいりました。家庭雑排水が用水路や河川に流れ込むというような状況になりまして、野川や玉川上水につきましても汚れがひどくなりました。台風シーズンともなりますと、河川沿いの低地ではいつも、これは溢水と呼んでいるわけですが、床下浸水とか床上浸水が出てしまうというような状況がございました。その対策が急務となってまいりまして、本市でも昭和38年度からこれらの解消策といたしまして、都市下水路の整備に着手しております。都市下水路と申しますのは、主に市街地の雨水を排除するための水路で、処理場、下水の水再生場になるわけですが、処理場は有しておりません。また多くの場合、開渠と申しまして、今の下水は、管を道路の下に入れて見えなくするわけなんですけれども、開渠と申しますのは、用水路みたいに流れが見える状態です。そういうものを開渠と申しております。そういった状況のものを都市下水路というふうに申し上げております。本市でもその用水路等を利用して、そこに下水管を通しまして、都市下水道をつくってきたという経過がございます。

自然環境に非常に影響を及ぼすということで、昭和43年に東京都が三多摩地区総合排水計画というのをつくりまして、三多摩地区のこういった現状を変えていこうという計画を東京都がつくりました。しかしながら、下水道計画の実行に当たりましては、非常に財源が、お金がかかるということもございまして、投資効果を考えた場合、下水道事業を計画的に建設整備していくことが河川のいつ溢水や汚濁防止につながるということで、小金井市でも昭和44年から公共下水道に着手いたしまして、17年間、178億円をかけまして事業を推進してまいりました。昭和61年3月に整備事業を終了したわけでございますけれども、この後、昭和62年4月からは、トイレのほうも流せるという関係もできまして、水洗化もできるようになりまして、現在では水洗化率100%になっております。ただ、水洗化できない家庭もございまして、実際の普及率は99.9%水洗が普及してございます。

下水につきましては、その後、維持管理の時代に入っているわけでございますけれども、下水をどう処理していくかということになるわけでございますけれども、それも簡単に説明いたしますと、皆さん方、イメージを持っていただきたいんですが、毎日、洗濯やご家庭の台所で水を使います。それは水道でやっていらっしゃると思うんですが、その水が水道口から流れたら下水道に入るわけでございます。皆様の家庭から入りますと、家屋の中の下水管を通りまして、そうしますと、それを道路にございまして下水道管に流すわけでございますけれども、ご家庭のところから道路の下水道本管の間に公共雨水ますというものをつけております。その公共雨水ますを通りまして道路のほうに流れていくわけでございます。家庭に帰

りましたら、公共雨水ます、丸いコンクリのふたがございます。それが公共雨水ますになるわけでございますけれども、あけなくても結構でございますので、これが公共雨水ますだなというのを見ていただければと思います。公共雨水ますの役割は、ご家庭の中の下水道管の詰まり、あるいは公共雨水ますから下水道本管までの下水道の詰まりといったものが生じますので、そこから検査をしたり清掃したりという形で公共雨水ますというのをつけさせていただいております。

公共雨水ますにつきましては、小金井市につきましては、宅地内という形でつけさせていただいております。23区なんかに行きますと道路につけているわけですが、23区内と小金井市ではちょっとこの辺はやり方が違うんですけれども、小金井市の判断といたしまして敷地内につけさせていただいております。それはなぜかと申しますと、23区よりも三多摩のほうが多少土地的余裕がある。あるなんて言う失礼なんです、そういう状況から敷地内につけさせていただいております。これは三多摩全域、敷地内につけているという状況でございます。

市が行うのは公共下水道というものでございまして、事業主が市町村の場合は公共下水道でございます。あと、道路に流れますと、それを集めまして、太い管に流すわけでありまして、最終的な処理は小金井市は東京都にお願いしております。

資料の11ページをご覧いただきたいんですけれども、小金井市は東京都の3つの処理区で行っております。真ん中に大きいのが野川処理区というのが書いてございますけれども、こちらのほうが816.13ヘクタールという形になっております。市の西部のほうは北多摩一号処理区というところで処理をお願いしております。五日市街道から北側の関野町と桜町三丁目につきましては荒川右岸処理区というところをお願いしてございます。ちなみに場所でございますけれども、野川処理区につきましては、現在、野川処理区というのはございませんけれども、森ヶ崎水再生センターというところで処理をお願いしております。これは大田区のほうにございます。それから北多摩一号処理区は府中市のほうにございまして、多摩川沿いにございます。それから荒川右岸処理区につきましては清瀬市のほうにございます。

ちなみに下水道の方式なんですけれども、2種類ございまして、合流式下水道というのと分流式下水道というのがございます。今の地図を見ていただきたいんですけれども、野川処理区につきましては、野川沿い両岸約100メートルの範囲で、ここは分流式でございますけれども、ほとんどが合流式で設置されております。それから北多摩一号処理区につきましてはすべて合流式です。荒川右岸処理区につきましてはすべて分流式です。

分流式と合流式の違いですけれども、まず分流式でございますけれども、分流式は皆様のご家庭から流す下水、我々は汚水というふうに呼んでいるわけですけれども、この汚水と、それから雨が降るわけでございますが、雨を排除するのも下水道設備の大きな役割でございます。その汚水と雨水を別々な管で処理して流していくというのが分流式でございます。ですので、荒川右岸処理区の関野町と桜町三丁目につきましては、下水といいますと、汚水の管と雨水の管という状況になっております。

それから合流式と申しますのは、今申し上げました汚水と雨水を一緒にして流してしまうんです。ですから道路には、大きい道路は歩道の下に入れるわけですけれども、大きい道路ですと歩道の下に両側に入れられるんですが、汚水と雨水を1本の管で流してしまうというものでございます。この合流式につきましてはいろいろ問題があるものですから、またちょっと後で説明いたしますけれども、そのような種類がございます。

次に、財政状況でございますけれども、2ページをご覧くださいと思います。平成17年度の下水道の決算状況でございますけれども、29億4,223万4,000円となっております。平成17年度につきましては、ちょっと多い金額になっております。通常、下水道財政につきましては大体20から21億なり22億ぐらいが下水道財政でございます。じゃ、何で10億から多いのかと申しますと、先ほど申しました野川処理区の関係で、本来、野川処理区で再生センターをつくる予定だったんですが、こちらのほうが東京都が計画の見直しをいたしまして、現在、計画が凍結という状態になっております。それで、先ほど申しました、大田区にございます森ヶ埼水再生センターというのは昭和43年ごろにつくっているわけなんですけれども、その建設負担金を払ってほしいということで、森ヶ埼水再生センターにつきましては、区部も使っておりますが、三多摩では調布市、狛江市、三鷹市、武蔵野市、小金井市、府中市、6市が流しております。この6市で建設負担金、市分として、三多摩分として建設負担金を平成17年度に払っております。それは昭和43年から平成14年までに建設した金額を平成17年度に小金井市分のものとして払っております、その分が約9億円増えてございます。その分が予算上でも平成17年度は増えているというような状況でございます。

それでは、円グラフの上のほうが歳入になってございます。使用料及び手数料でございます。大体これは、ほとんどが下水道使用料の収入でございます。これが36.4%でございます。下水道使用料につきましては、水道の使用料をそのまま下水道の使用料として料金計算をしてございます。

次に国庫支出金がございますが、こちらは補助金です。国庫補助金になりますけれども、

合流改善事業、あるいは下水道の事業を、管を入れたときに国庫の対象事業がございますので、その工事の一部として国から補助金をもらっているというものでございます。都支出金、これもこれに準じて都支出金が支給されておりますので、これを利用していただいております。

次に繰入金でございます。繰入金につきましては一般会計からの繰入金でございます。なぜ繰入金があるのかと申しますと、下水道につきましては、雨水公費、汚水私費という考え方がございます。汚水私費というのは、先ほど申しました皆様の使用料のことを指してございます。雨水公費ということは、雨が降りますね。その雨を下水で処理するわけでございますけれども、それにつきましてもお金がかかっております。この部分につきましては公費でいただいている、一般会計からいただいているという考え方でございます。

繰越金につきましては前年度の繰越金でございます。諸収入というのは、いろいろ細かいものがございまして、ほとんどが雑入でございます。それから、見にくいですが、市債というのがございます。市債は借金でございますけれども、こちらのほうは今年度、約17億円でございます。先ほど申しました処理場建設負担金、これにつきましても市債が100%もらえますので、約7億から8億、市債でやってございます。このほか継続事業、下水管の埋設事業といった形の中でも市債を起こしてございます。

次に歳出でございますけれども、下水道総務費、こちらのほうは人件費とかそういうもので運営費でございます。下水道維持費でございます。こちらのほうは、毎日、水が流れておりますので、そういったところで詰まりが出たり、あるいは汚れたりいたします。そういったものをカメラで調査をいたしまして、汚れていたらきれいにするというものでございます。下水道建設費につきましては、先ほども申し上げましたが、合流改善事業等やってでございます。この事業と、あと道路の拡幅事業を、今、小金井ではやっておりますので、そういった管の入れかえ等も入ってございます。公債費でございます。公債費につきましては、市債の返還金でございます。

下水道事業の財政といたしましては、以上でございますけれども、先ほど申しました雨水公費、汚水私費という関係で申し上げますと、基準が建設省で示されているわけでございますけれども、大体その基準で行っているところでございます。大体30%、70%という形になります。公費のほうは70%、私費のほうは30%。これは建設費、それから人件費すべて含めまして、平均で申し上げますと33%と67%ぐらいになるところでございます。これにつきましては平成18年度に見直しをございまして、最近の降雨量が減ってきているということで、

6割4割になりつつあります。

次の表の3ページでございますけれども、処理面積、普及率、水洗化率でございます。こちらのほうは申し訳ございません、見ていただければと存じます。

次の4ページでございますけれども、歳入歳出決算状況ということで、具体的に示してございます。こちらのほうも見ていただければと存じます。

6ページでございますけれども、平成17年度の報告書を添付させていただくわけですが、下水道使用料、あるいは起債状況、それから雨水量、汚水量でございます。ちなみに、東京都に最終的に処理をお願いしているわけですが、その金額は1㎡当たり38円で東京都をお願いしているところでございます。

それから下水道の関係で、雨水浸透ます事業というのを行ってございます。こちらのほうは、昭和61年から事業を始めまして、昭和63年9月に基準をつくったわけでございますけれども、その後、現在約20年近くたっておりますが、約50%の設置率になってございます。約5万1,000戸設置してございます。改築を伴わない、雨水浸透ますだけを設置するという方には、昭和63年9月以降、助成金を出してございます。平成17年度につきましては36件、約600万円の助成金を出してございます。

それから、12ページをご覧いただきたいんですが、こちらのほうが、三多摩の流域下水道でございます。小金井市というのが真ん中辺の右側のほうに載ってございまして、それで、右のほうに、多摩川幹線経由で森ヶ崎処理場へと書いてございますけれども、当初、東京都では野川処理区再生センターをつくる予定でございました。それが森ヶ崎ですべて処理できるということで、野川処理区の建設を凍結したところでございます。その他、小金井市につきましては、北多摩一号処理区、荒川右岸処理区というのがございます。そういったところに小金井市の下水を流しまして、処理をいただいているというようなところでございます。

雑駁でございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○会長 質問、いかがでしょうか。

○脇田委員 先ほど、下水道事業で、一般会計からの繰入金、これを雨水と汚水の処理を分けたときに、雨水は公費で賄うということでした。それは、そういう説明をしているということですか。それとも、ここで言うところの7億8,700万ですか。この数字は、純粋に雨水処理にかかった費用というのが算定できて、その額を繰入れているということですか。

○下水道課長 そういった雨水処理にかかわる建設費、あるいは人件費、もろもろ入れまして、7億8,700

万いただいていると。

○脇田委員 流す系統が完全に雨水と汚水で分かれている分流式ですと、明確にどちらにどのぐらいの費用がかかったかというのは分かるでしょうけれども、合流式だと雨水と汚水とまざって流れる訳ですから、純粋に雨水だけに幾ら費用がかかったのかというのは算定できるんですか。

○下水道課長 降雨計をつけておりまして、東京都のほうでもつけているんですが、我々でも降雨計をつけております。その降雨計によりまして、場所によって細かく言えば、小金井市の東側と西側では降り方が違うものですから、厳密には出せないんですけれども、設置したところで降雨量をはかりまして、それを小金井市なら小金井市の面積に当てはめまして、これだけ降りましたという形の中で計算をしております。

○脇田委員 なるほど。それに基づいて雨水量を算定して、純粋にその分だけを一般会計からいただいている。

○下水道課長 あと、建設費とか人件費につきましては、先ほど申しましたように何パーセント、何パーセントと割り振っております。

○脇田委員 そうすると、これについてはその雨の量で変わり得るわけですね。

○下水道課長 先ほども少し申し上げましたけれども、最近、年間降雨量が減っております。たくさん降っているように思うんですけれども、集中的には降るんですけれども、年間的に申し上げますと、多かった時期よりも100ミリぐらい減っております。こういう状況は、実際、温暖化が原因だといえ、原因があるかと思うんですけれども、6ページの真ん中辺の3のところ、汚水量、雨水量ということで分けておりますけれども、その雨水量、小金井市においては約54万m<sup>3</sup>、雨が降ったよということでございますが、これが年々減ってきているというような状況でございます。

○会長 すみません、よく分からなかったんです。規模としては、この規模だと20億くらいになるんですけども、9億ぐらい多いのは、聞き漏らしたんですが、建設負担分の9億を今年出したからだというふうにおっしゃったと思うんですが、そうすると、今後はこの9億分はなくなるということですか。払わなくてもいいというか、使わなくてもいいというふうになっていくんですか。そこをちょっとご説明ください。

○下水道課長 処理場の建設負担金というのを、17年度に、森ヶ崎処理場の、払った分でございますけれども、正直申し上げまして、処理場の維持管理につきましては大変お金がかかっております。一遍つくったからそれで終わりということではなくて、機械の入れかえとか、耐用年数が短いんですね。東京都のほうも毎年この設備を入れかえると言っております。あと、自然環境

の関係でいきますと、瓶の関係を処理しなければいけないということが加わりまして、そういった瓶を処理する施設も新たにつくっておりますので、これ1回で終わるということではなく、毎年払っております。金額は、17年度は森ヶ崎処理場の建設、昭和43年ころに建設したわけですが、昭和43年から平成14年までに建設したお金、建設費と申しますか、それを各市で処理面積で割って、それぞれが払っているということでございまして、今後は、修繕費の負担金はございますけれども、新たな建設に関する負担金は今後はないと。分かりにくいですか。

○会長                    どうぞ。

○戸張委員            消団連として森ヶ崎の水再生処理センターを見学に行きました。それで、ほんとうに大変なことをやっただいてるんだなと思うので、すごく身近に感じました。それで、家庭にしろ、それからラーメン屋さんにしろ、油っこいものを流してしまうとこんなオイルボールができるんだなという、私たちの生活の仕方について考えさせられることを拝見しましたので、それに関連して7ページの最後の9番、規制基準値超過事業場指導状況で、立入調査が5件、注意が4件ありましたので、一体これはどういうことなんだろうと興味を持ちましたので、時間がないところ申し訳ありませんが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○下水道課長        ありがとうございます。下水道につきましては、そういった油以外に、いろいろな事業所から、学校とか、特に大学の研究材料、そういった薬品を流すところもございます。そういった薬品を流さないようにしていただかなければいけませんので、そのために定期的に汚水を調査してございます。調査するのは下水道課ではなくて、その事業所が調査するわけなんですけれども、我々も調査しますけれども、地点を決めまして、調査しますけれども、事業所にも調査してもらおう。調査したときに、そういったものが、要するに下水道法、法律でこういったものは流してはいけないよというのが決まっております。そういったものを流したときに私たちが注意をしたり、立ち入って、どういうふうに施設を管理しているのか、そういったことをやっているところでございまして、その件数が5件。

○戸張委員            流したときというのは、どういうふうにキャッチされるんですか。

○下水道課長        最終的には、分からないでそのまま処理場まで行ってしまう場合があります。平成18年4月に法改正がございまして、事業所にも厳しくなりまして、そういったものを流したときには、必ず市に連絡すると。そして市は東京都へ連絡する。それが、流れてくるまで待たなければいけないわけです。そういったことがございますので、事前に事故が起きたときには連絡していただいて、その対処をするということです。

- 戸張委員 分かりました。ありがとうございます。
- 脇田委員 2ページですが、歳入出と言っているのは、これは平成17年度に書かれていますけれども、フローですよ。歳入のほうで市債と書かれて歳出のほうで公債費元金と書かれていますけれども、これは歳入のほうで言えば、17年度に新規発行した市債の額ということですか。
- 下水道課長 そうです。
- 脇田委員 歳出のほうで言えば、17年度中に償還した公債費及びその利息ということですか。
- 下水道課長 はい。
- 脇田委員 そうすると、単年度中に償還した額よりも大きな、新規の市債を新規発行しているということですか。
- 下水道課長 そうですね。17年度につきましては、市債発行が10億、償還が、元金だけで申しますと80億になるわけですが、市債につきましては据え置き期間というのがございまして、5年たってから返し始めるというものもございまして、それと年度によって、17年度は10億ございましたけれども、小金井市につきましては、公債の発行は、下水道は3億あるかないかでございますが、ほとんどございません。償還のほう金額も多く返しておりますので、ちょっと資料を置いてきてしまったんですが、公債費の現在高が100億ぐらいあったときもございまして、現在は35億ぐらいになってきてございますけれども、それだけ償還が進んでいるということでございまして、もう5年から10年、特別な新しい事業がなければ、もっと現在高は減ってしまうという状況でございます。
- 脇田委員 今おっしゃられたのは、今の残高ということですか。
- 下水道課長 はい、残高です。
- 脇田委員 ちょっとよく分かりませんが、これは単年度特性だけであって、毎年毎年こういうことではないということですか。
- 下水道課長 はい。
- 脇田委員 毎年だったら大変なことですね。
- 下水道課長 申し訳ありません、先ほどもご説明しております森ヶ崎水再生センターの建設負担金の市債を約8億ぐらい起こしてございます。ですので、平成17年度、ちょっと見にくくて申し訳ないんですけど、10億とございますけれども、その金額を引いたぐらいが通常の額です。
- 脇田委員 分かりました。

### (3) 平成17年度小金井市受託水道事業特別会計決算概要

○会長                   それでは続きまして、水道課長、お願いいたします。

○水道課長           水道課長の尾崎と申します。よろしくお願いいたします。座ったままで失礼いたします。

私のほうも水道事業の歴史的経過からちょっと説明させていただきます。水道事業は水道法の規定に基づきまして、市町村が経営するというのが原則ということになっておりますけれども、小金井市の水道の開始時期につきましては、昭和30年に旧陸軍の技術研究所の構内にあります水源2カ所、これを大蔵省のほうから無償でお借りしまして、最初は学校、官庁、会社などを中心にスタートしました。その当時の給水人口が3,500人。給水普及率が10%ということからスタートしております。

その後、年々都市化が進む中で、多摩地区においては水源の見通しが立たない、あと水道料金がまちまちであったりとか、普及状況等についても非常に差があるというようなことの格差が非常に目立つようになりまして、その是正について非常に強い要望が出始めたということがございました。東京都はこれらの情報や、また専門委員会にかけて助言を受けまして、昭和45年から多摩地区水道事業の一元化を図るための協議が始まったということでございます。そして昭和48年11月から一元化が始まりまして、小金井市は第2次の一元化ということで、昭和49年6月1日に都営水道のほうへ一元化されたものでございます。

そのときの都との協議によりまして、直接市民にかかわる業務については、東京都からその業務を受託しまして、小金井市が水道事業を行い、事業費につきましては都が負担するということになりまして、現在の受託水道事業がスタートしたという経過がございます。それと同時に、昭和57年に給水人口が9万9,131名、給水率が100%、昭和57年に小金井市の水道は100%の普及率に達したというところでございます。

また、そういった形で順調に水道事業も行ってきたわけなんですけれども、だんだんと、現行の事務委託方式では運営上限界があるというようなことから、事務委託を解消しようというような動きがございました。これは、さらなるお客様サービスの向上、そして給水安定性の向上、そして事業運営の効率化を図ることを目的に、東京都は平成15年6月に、多摩地区水道経営改善基本計画というものを策定しております。この内容につきましては、平成15年度から10カ年以内にその事務を東京都へ移行するというような計画でございます。

小金井市もそれを受けまして、移行計画の検討に入りまして、平成18年1月に小金井市受託水道事業事務委託解消基本計画というものを策定しまして、平成19年3月、来年の3月31日をもって業務係、給水係の、一部窓口系の業務になりますが、徴収系の業務を東京都へ、来年3月31日をもって移行するということになってございます。また2段階形式になります

ので、それ以下の水道管の維持管理とか浄水場の管理、また水道管の新設の工事、これらの業務につきましては、平成24年3月31日をもって解消ということで、平成24年3月をもってすべて水道事業が東京都へ事務移管されるということでございます。この12月の議会に、この事務移管の議決をいただくという動きになってございます。

最近の近隣の情報でございますけれども、既に受託解消している市町は瑞穂町、武蔵村山市がすべての業務の移行が終わっております。それと、お隣の市ですけれども、府中市、そして小平市ほか3市につきましては、昨年度、一部の業務を都に移行してございます。

受託水道事業の基本的な考え方ということなんですけれども、東京都の水道事業を、まず小金井市が受託して事業を行います。事業にかかる基本的事項につきましては、いろいろな事業の計画とか、そういうものは東京都の水道局のほうで方針を決めて、それに基づきながらこちらの市と協議をいろいろ進めながら、最終的に基本的な計画に基づいて実施していくということになってございます。

それでは、資料3の2ページをお開きいただきたいと思います。予算は、規定に基づきまして東京都が負担することになっておりますので、決算総額につきましては歳入歳出も同額ということになっております。

まず歳入でございますけれども、款として1、都支出金、款2で諸収入、この2つからなっております。予算現額でございますが、都支出金につきましては9億105万7,000円、諸収入、これは下水道料金の徴収委託金でございます。水道料金と下水道料金を一緒に徴収していますので、その下水道料金の徴収にかかる事務経費を下水道の特別会計のほうからいただいているというものでございます。これが1億7,110万6,000円、合計で歳入につきましては、10億7,216万3,000円ということになってございます。調定及び収入済額でございますけれども、これは都支出金のほうが8億7,132万7,171円ということで、諸収入につきましては1億7,110万5,940円、合計で決算額につきましては10億4,243万3,111円ということになってございます。それが歳入の合計でございます。

それに対しまして、歳出でございますが、款1の受託水道事業ということで、予算現額につきましては10億7,216万3,000円、支出済額でございますが、これが歳入と同じくですが、10億4,243万3,111円ということになってございます。

この受託水道事業の内訳でございますが、項1としまして水道管理費、これは主に収益的性質ということで、水道管等の維持管理や営業に対する業務に要する経費、これらがその水道管理費に当たるものでございます。これが8億2,246万517円でございます。そして、もう

一つの項2としまして建設改良費、これは資本的な支出ということで、水道管や水道施設の改良に要する経費ということでございます。これが2億1,997万2,594円ということで、歳出の合計がやはり10億4,243万3,111円ということになってございます。

次に、性質別分類ということでございますが、まず、人件費がここで見ますと3億7,000万ですが、35.7%、物件費、これはいろいろな消耗品とか、委託料とか、そのようなものになりますが、これが16.6%、維持補修費が27.8%、補助費が0.3%、建設事業費が19.6%となります。このような構成になっているというところでございます。

次のページの給水状況をちょっとご覧いただきたいと思いますが、小金井市の水道の給水状況でございます。先ほどもちょっとありましたけれども、現在、給水人口が11万1,516人で、これは18年3月31日現在、外国人を含む数字の給水ということになっております。世帯数が5万3,175世帯で、同じく普及率は100%ということでございます。配水量は合計で1,300万400m<sup>3</sup>ですか、この割合が、地区水と書いてありますのが小金井市の20カ所の水源、井戸水のことでございます。20カ所の水源からくみ上げた水の量が884万3,400m<sup>3</sup>、受水というのが東京都から送られてくるということで、これが415万7,000m<sup>3</sup>、地区水が約68%の割合で、これは市全体として68%で、川の水が32%、井戸水が3分の2で、残り3分の1が河川水が入っているということで、小金井市の水は非常においしいといわれるゆえんだと思われま。ほかの市町村ですと、なかなかここまで高い、まあ武蔵野市はちょっと別ですけども、府中市さんや小平市さん、国分寺市さんよりはかなり地下水率が高いというふうなことでございます。

続きまして、有収水量でございます。これは水道料金になった水量ということで、1,205万4,809m<sup>3</sup>、有収率が92.73%ということで、給水収益が21億358万93円ということになってございます。

次に量水器の設置状況、そして配水管の布設延長ということで、これは市の施工分です。市が工事した分です。鋳鉄管の長さや鋼管の長さが載っている。このほかに東京都が事業を行った水道管も、市が行うより東京都が行う事業のほうがかなり大きな本管を入れる事業がありますので、市内にはそういった東京都が行う水道事業もありますので、ここの表にはその分は載ってございません。

それと、その次でございます。工事関係になりますが、工事の概要を説明する前に、浄水費、配水費、給水費とございますが、これの分け方でございますけれども、浄水費というのは、まず20カ所の水源からくみ上げた水を、浄水管を通して、2カ所の各浄水場に送って、

一時ためておく着水棟というのがございますけれども、そこまでを浄水費として賄うということになってございます。その後、水道水として流すということになりますと、そこから配水費ということで、各家庭にあります配水本管を通して、各公道までの部分について配水費ということになってございます。その後、各家庭に本管から引き込む給水管の、各家庭の敷地前までを基本的には給水費というような形でやってございます。各家庭の敷地内からが個人の水道施設になりますので、市としてはその部分については手を出せませんので、それに至るまでの水道の施設を、このような形で予算割りをして組んでいるということでございます。

それとほかにまだ、目4として受託事業費とか、目5として業務費がこのほかにございますけれども、業務費は庶務、業務及び料金に要する業務、このようなものが科目としてございます。それとあと4と5でございますけれども、建設改良費ということで、これは資本的な支出ということもございますので、原水及び浄水施設というのは、先ほど言いました水源から浄水場までの新たなそういった施設、例えばポンプをかえるとか、そういった新たに資産的な価値が上がるような工事の場合はこちらのほうになります。それと配水施設につきましても、今、再開発事業を行っておりますけれども、新たな管を入れたり、そういった部分のところについては、この配水施設費で予算を執行するというような構成になってございます。

東京都の水道事業のこれからの取組ということでございますけれども、これから考えているのは、より安全で安心、安定、安価、そしておいしい水道水を提供するということを目標に事業が進められているところでございます。

まず安全対策としまして、安全な水質検査の実施、これは水道法で決まっております水質基準が約50項目ございますけれども、東京都が独自に水質管理目標というものを27項目追加しまして、より厳しい水質のチェックをしているということでございます。

また、安心対策としまして、震災に強い配水管網の整備といったことです。これにつきましては、1つの浄水場から2つの系統で入るように、そういった事業で1つの水道管がだめになってももう一つで補えるというような、バイパス的な工事も徐々に進めております。まだ全部がそろってございませんが、そういった震災に向けた工事も徐々に進めていくということでございます。阪神・淡路のほうで水道管がなかなかうまくいかなかったとき、水道管と水道管の継ぎ手が揺れることによって抜けるというようなことがありまして、今、震災に強い継ぎ手を工事のほうでも徐々に入れ込んでいる。それはあくまでも重要路線を優先にし

て、各家庭まではいきませんけれども、各家庭に行く大事な路線についてそういうものを徐々に入れていくというような状況でございます。

それとあと、安定ということになりますので、各浄水場の浄水池、いったん浄水場では井戸からくんできた水を、時間によって配水量というのは変わってきますので、朝方ですと、皆さんお水をよく使ったり、夕方の食事時にまたよく使うということがございますので、それをバランスよく配水するために、一定その容量を大きくしておいて、急激に水を使うときでもうまく水が送れるようなシステムということでお考えいただければよろしいかと。そういったところのまた充実というのと、あとは、古い水道管の計画的な取りかえですが、小金井市のこの経年管というのはほとんど工事が終わっている状況でございます。

それと安価な対策としまして、先ほど申しました事務委託解消に伴う効率化ということと、民間委託などによる事務のスリム化というようなことを実施しまして、さらなるお客様サービスの向上を目指すということでございます。

それと最後に、おいしい水対策としまして、水道水源に応じたものをうちのほうは東京都の水道局で水源に持っております。そういった維持管理も当然行いますし、また高度浄水処理の処理施設の充実といたしますか、これは特に利根川水系のほうです。原水があまりよくないということもありますので、水道水にした場合でもカビ臭がかなり強いというような苦情もよく寄せられていましたので、東京都のほうではそういった高度浄水処理を進めまして、そういったカビ臭さをなくするようなおいしい水をぜひ飲んでいただきたいということで取り組んでおります。この辺でも東村山浄水場の整備が平成16年度から建設されまして、小金井では地下水が6割、残りの3割が河川水ですけれども、そのうちの利根川水系が約2割程度入っております。残りの8割が多摩川水系から入ってきますので、基本的には非常に水質のいいほうの水が入っていますけれども、東村山の利根川系の水もこの高度浄水処理をされるようになれば、またより一層おいしく感じるようなお水になるのかなというふうに考えております。

それと、最後に、地下水の小金井市が今持っている20カ所の井戸、この水源の有効利用ということを考えながら、今後も水道事業の基本的な目標としまして、計画的に事業を進めているところでございます。以上でございます。

○会長           ご質問、いかがでしょうか。

○中谷委員       小金井のほうでもマンションとかビルとかを建てられているんですけども、マンションの何階以上はそのビルの受水管ですか、そういうものを建てなくてはいけないという基準は

あるのでしょうか。

○水道課長 基本的には、今、5階ぐらいまでですと貯水槽をやらなくても上がるんですけども、それ以上になりますとやはり貯水槽でやらないと、直接給水というのは、通常ですと3階ぐらい。

○中谷委員 3階とか5階までは。

○水道課長 その場所によって水圧の検査をしまして、できるのであれば。

○中谷委員 場所によるということは、小金井の中では場所によって違うんですか。

○水道課長 そうですね。低いところは水圧がかかりますので、かなり圧としては高くなりますね。上のほうが浄水場から送る圧だけしかありませんので、その分ちょっとかかりますけれども、基本的には小金井の水圧はかなり高い状況になっています。

○中谷委員 その場合は、もう何年も前は、3階以上の場合とか、そのぐらいからは、管を設置しなくてはいけないということがあったので、古いところはそういう管があるんですけども、それを取り除いて工事を進める場合には、かなりの金額がかかるんですね。そういう場合の助成金とかというのは。

○水道課長 例えばマンションとか、個人の所有のものになりますので、それについて水道局が負担するということは、基本的にはないと思います。

○松井委員 今、おいしい水という議論がありましたけれど、地下水と他県から送られてくる水をミックスして供給されているんですか。

○水道課長 そうです。小金井市の割合ですと、先ほど申しましたように、68%が地下水で、残りの32%、こちらが河川。

○松井委員 まぜられて供給されるわけですね。

○水道課長 はい、そうです。

○松井委員 小金井の水というのは、他市に比べて、飲んでおいしいというふうに言い切れるんですか。

○水道課長 他市といたしましてもいろいろな他市がございますので、基本的には地下水が多く含まれている分、その地下水が少ないところと比べると、飲んでいただければ多分すぐ分かると思います。

○松井委員 すぐ分かる。

○水道課長 はい。

○松井委員 一般家庭では水道の水を飲まないという家庭が増えてきていますね。水を買ってきて飲むと。あれは全くむだだと。水道の水でおいしいというPRはできるんですか。やってもいい

んですかね。

○水道課長 私どもはいいと思っています。

○中谷委員 おいしいとかおいしくないとかというのは、どういう基準なんですか。

○水道課長 それは非常に難しい問題ですけれども、小金井市の水は地下水を多く含んでいるという分、そういうところでない水道地区と比べますと、相当水温が低くなっていますので、お水は10度から15度ぐらいで飲むのがおいしいとよく言われますけれども、原水が今、16度ぐらいなんです。これは地下約200メートルか100メートルぐらいのところから地下水をくんでおりますので、1年間ほとんどこの水温が変わらない状況なんです。ですから、そういったものを浄水場に入れて、あと、皆さんの家庭に行く分には少し温まったりはしますけれども、河川水だけで流しているのとでは相当温度差も違いますので、水質もそうですけれども、おいしく感じられるということはあると思います。

○横田委員 3ページの給水状況の中の有収水量というのが、前年より本年が減っているわけですが、それは何か主な原因というのがあるんでしょうか。

○水道課長 すみません、もう一度お願いできますか。

○横田委員 お金に換算すると減るというデータになっていますね、本年度が前年度に比べて。

○水道課長 この減っている理由ということですか。

○横田委員 主な原因というのとは何かあるんでしょうか。

○水道課長 17年度から料金改定がございましたので、まずその部分で1.3%の料金改定がございました。それとともに、口座割引制度というのが含まれましたので、そこをあわせますと約2.2%の減収になりましたので、これを入れると約5,000万ぐらいの収入の減という形に見込まれております。

○横田委員 毎月、口座振替にすると105円引かれているという、その部分ですね。

○水道課長 そうです。2カ月で105円。

○会長 それでは時間もちょっと押してきたので、ありましたら、どうぞ。

○林委員 東京に事務を委託するということは、市の負担の問題にどう影響するか。

○水道課長 事務を委託するということよりも、今まで東京都の事業を、小金井市がその事務を受託していたものを解消する、本来の東京都に戻すという形になります。

○水道課長 今までは東京都からお金をいただいて、ある程度指示に従いながら小金井市の事業を、人件費から何から全部含めてやっておりましたけれども、なかなか効率的でないというようなこともありまして、この事業すべてを東京都さんにお返しするという事なんです。今まで

水道にいた職員はほかの課に移動したりとか、その期間で、小金井市もあと5年ぐらいですけれども、定年とかいろいろありますので、その間にうまく移行していくという計画を立てた。

- 松井委員 職員は東京都に行くんじゃないかと。
- 水道課長 そうですね。
- 松井委員 こちらで解消すると。
- 水道課長 そうです。
- 会長 まだありそうですが、次に行かせてください。

#### (5) 平成17年度小金井市介護保険特別会計決算概要

○会長 介護保険特別会計についてお願いします。

○介護福祉課長補佐 介護福祉課の課長補佐の今村と申します。本来、今日は課長のほうが出席してお話をするところですが、26市の課長会というのが今日ございまして、そちらのほうに出席のため不在でございます。かわってお話をさせていただきます。

特別会計のお話をする前に、私どもの資料の14ページをお開きいただけますでしょうか。そこに第1号被保険者というのがありまして、65歳以上人口と要介護認定者数というのがございます。昨今、少子高齢化ということが言われているところですが、小金井市におきましても平成13年度末に1万7,483人いらっしゃった方が、17年度末だと1万9,270人に増えております。その下の要介護認定者ですが、それが13年度末に2,100人だったところが17年度末は3,244人。ほぼ50%以上の方が増えているところがございます。それで、私どものほうで介護保険高齢者保健福祉総合事業計画というのをつくってございますが、そこでの見込みですと、平成26年度ぐらいになりますと、65歳以上の年齢が2万3,409人というふうになっております。これから高齢化がかなり進んでいまして、介護保険に対する需要といいますかサービスもかなり必要になってくるというのが見込まれるところがございます。

それでは、特別会計について簡単にお話ししたいと思います。介護保険法の第3条の2項に、「市町村及び特別区は、介護保険に関する収入及び支出について、政令で定めるところにより、特別会計を設けなければならない」というふうでございます。これが根拠法令です。

平成12年4月の介護保険の施行に伴いまして、介護保険特別会計が設置されました。目的は、介護保険の安定給付の確保でありまして、このため、財源の拠出についても負担の割合が法定されております。

特別会計の構成でございますが、保険運営の人件費、事務費等に関する歳入歳出科目と、保険給付費や保険料等の保険事業に直接関係する歳入歳出科目になっております。財源につきましては、人件費、事務費については一般会計から、市の税金から繰入れて賄うことになっておりますが、保険給付費に関しましては、介護保険法により、国、社会保険診療報酬支払基金、都道府県、市町村の負担割合がもう決められておりまして、これらを除いた額を第1号被保険者、いわゆる65歳以上の方々の保険料で賄うこととなっております。

介護保険の特徴的なことだと思えるんですけども、運営が3年間の中期財政運営期間で行うというふうにされています。3年間の平均という形をとらせていただいているということでございます。このために、保険者、つまり市は介護保険の給付準備基金というのを設置するということになっておりまして、単年度の保険料収入額が保険給付費に充当すべき保険料の額を上回った場合、その余ったお金を介護保険の準備基金に積み立てる。また足りなかった場合には、それを取り崩して補てんするということになっております。

平成17年度の小金井市の介護保険特別会計の財政規模でございます。当初予算は48億3,573万3,000円でございます。2回補正いたしまして、1億5,629万3,000円減額して、最終予算額は46億7,944万円となったところでございます。

これに対する決算額でございますが、歳入総額が45億3,796万1,000円。歳出総額では44億6,448万9,000円でございます。歳入歳出の差し引きでございますが、7,347万2,000円となりまして、これは翌年度、つまり平成18年度の予算に繰越金となっております。

歳入の主な項目の第1号被保険者の介護保険料は、決算額が7億8,850万4,000円ございました。これは前年度比2.1%増になりましたが、介護保険料の改定をやっておりませんので、単純に第1号被保険者の方の数が増加したことによるものでございます。

介護保険料の徴収方法が2つございまして、年金から天引きさせていただいている特別徴収と、納付書や口座から引き落とさせていただいている普通徴収がございます。徴収の方法による内訳は、現年賦課分の調定額で見ますと、件数ベースで75%、金額ベースで81.5%が特別徴収でございます。収納率でございます。年金からの特別徴収は、当然、年金から差し引かれてしまうものでございますから100%、普通徴収は、過年度分も含めまして94.0%で、前年度対比が0.6%増となりました。また滞納繰越分では19.3%ございまして、前年度対比0.9%増になりました。全体では97.2%と、前年度比0.1%の減となっております。これは普通徴収の収納率が向上しているのでございますが、特別徴収の割合が減少したために、全体の収納率が減少しております。小金井市の収納率の状況でございますが、26市の比較では、

大体、上から2番目、3番目という、かなりいい収納率となっているところでございます。

次に国庫支出金でございます。国庫支出金は、10億2,340万2,000円、このうち保険給付費の20%を負担する介護給付費国庫負担金については8億7,160万5,000円でございます。介護保険というのは、給付の各負担金につきましては、毎年概算でまず交付されまして、翌年精算を行うというシステムをとっております。介護給付の国庫負担金におきましても、18年度の返還金といいますか、戻さなきゃならないお金というのが4,185万9,000円を含んでおります。国の調整交付金は、保険給付費の3.58%相当として、1億5,140万8,000円でございます。これは前年度比10.4%の増となったところでございます。3.58%というものでございますけれども、国のほうで決めるパーセンテージでございまして、後期高齢者の方の加入割合や所得段階別の被保険者割合の格差によりまして、最高5%なのでございますが、介護保険財政の不均衡を是正するために国から交付されるお金でございます。

次に支払基金交付金でございます。これは第2号被保険者の保険料相当として、保険給付費の32%を負担しております。本年度は13億3,839万2,000円でございます。これも18年度に返さなきゃならない先ほどの返還金と同じなんですけど、1,079万8,000円を含んでおります。

続きまして都の支出金でございます。5億2,658万5,000円となります。このうち保険給付費の12.5%を負担する介護給付費都負担金は5億2,654万1,000円でございます。これもまた翌年度の返還金795万円を含んでおります。

一般会計の繰入金でございます。7億5,191万円で、前年度対比1%の増となりました。このうち、保険給付費の12.5%は市が負担しなければいけないわけですが、介護給付費繰入金は5億1,859万3,000円、前年度の追加繰入金2,000円を含んでおります。また、人件費とか事務費等でございますが、これは2億3,331万7,000円で3.3%の減となっております。

次は基金繰入金でございます。基金繰入金は3,257万6,000円で、前年度比62.9%の増となりました。この基金繰入金は、介護保険給付準備基金の取り崩しでございますが、保険給付費と保険料の決算収支で不足分が生じたために、その補てんをしたことを意味してございます。この中には、前年度の繰入れ残しに相当する257万6,000円を含んでおります。平成17年度の単年度収支の基金繰入金としては、3,000万円となっております。平成17年度の単年度収支の結果といたしましては、保険料収入額が、保険給付費に充当すべき保険料の額を2,084万4,000円下回っております。これに対しまして、先ほど申し上げましたように、3,000万円を本年度執行したことになり、差額の915万6,000円が繰入れ超過となりました。この繰入れに当たりましては、前年度の単年度収支などを参考に、年度当初に暫定的に3,000万円を執行いた

しましたが、超過が生じた原因は、介護保険法の改正による施設給付費等の見直しなどによって保険給付費が見込みほど増加しなかったことによるものでございます。

次に歳出の主な項目でございます。総務費が2億3,383万円で、前年度対比3.4%の減となりました。主な内容としては、職員19人分の人件費、保険運営のための事務費、要介護認定のための事務費などとなっております。中期財政運営期間の3年目の本年度は、事業計画策定のための計画策定委員会費、これは3年ごとにつくらなければならないものでございますが、499万6,000円が皆増となりました。また、人件費でございますが、前年度に比べまして1人増員したのでございますが、職員の平均年齢が若くなったことなどによりまして17万5,000円の微増となったところでございます。一方、要介護認定に係る経費でございますが、1,501万6,000円の減となりました。これは、介護保険の認定期間というのがございまして、最大2年に拡大されたことによりまして、例えば6カ月だと4回認定されなきゃならないところが、2年だと1回で済むというような効果によるものでございます。

次に保険給付費でございますが、保険給付費は41億4,874万1,000円となり、前年度対比3.0%の増となりました。保険給付費は、毎年10%以上の増加を続けてまいりましたが、本年度は増加率がやや抑制された結果となったところでございます。ただ、先ほど冒頭で言いましたように、高齢化が進むような状況の中では、やはりこの保険給付費に関しましては、今後さらに増えていくものというような予測がされます。

次に財政安定化基金でございます。422万2,000円で、前年度と同額となっております。財政安定化基金といいますのは、都道府県に設けられました基金でございまして、保険会計が赤字になった場合、ここから貸し付けを受けたり、あるいは交付、交付はあまりないのですが、受けられるものでございます。これは、基金の負担割合は、国が3分の1、都道府県3分の1、市町村が3分の1となっております。全国の市町村の介護保険事業で見込まれた保険給付費総額に対しまして、拠出率は0.1%で算出されています。

それから、基金の積立金でございますが、8万6,000円で前年度対比99.8%の減となっております。内容は、介護保険の給付準備基金でございまして、これは基金の運用利息のみでございます。保険給付費と保険料の決算収支で余剰が生じた場合には元金を積み立てているところでございますが、本年度は不足が生じておりませんので、元金の積み立てはございませんでした。

諸支出金は7,761万円で、内容は、保険料の還付金や概算交付であった前年度の介護給付費の国庫負担金の返還金等となっているところでございます。

平成17年度は、第2期事業計画の3年目でございました。第2期事業計画の財政上の特徴といえますのは、第1期の保険財政の黒字額を一部取り崩すことによって、保険料の基準額の高騰を抑制するものでございます。本年度も、前年度に引き続きまして、介護保険給付準備基金を取り崩し、単年度収支の赤字額の補てんを行いました。前年度よりも大幅な単年度収支の赤字額を当初は見込んでおりましたが、保険給付費の伸びが抑制されたことで、単年度収支の赤字額は前年度よりも減少となっております。その結果、第2期、この3年間ですが、収支では、全体では96万9,000円の赤字となりまして、実は介護保険料を、第2期は3,200円で設定させていただいたんですが、ほぼバランスがとれた状況になりました。ただ、サービスの種別によりましては、居住系サービスのようなところが高い伸びを示しておまして、将来の高齢者人口の増加に伴いまして、保険給付費の上昇が見込まれ、今後の保険料の高騰が懸念されるところでございます。

ちなみに、第3期は私どもの設定した保険料は3,600円でございます、これは26市の中で一番少ない額となっております。

平成17年度の前倒しで施設給付費等の見直しがされまして、平成18年度から本格的に介護保険法の改正法がなされた、より効果的、公平公正な給付が実施されるところでございます。介護保険が持続ある制度として維持されるためにも、被保険者、利用者の適正な負担、及び介護費用そのものの適正化が求められるところでございます。今後、18年度からでございますが、できるだけ要介護状態にならないための予防重視の制度へと国のほうがシフトを変えました。今後、高齢者人口の増加により必要となる多種多様なサービスを整備していく一方で、健全な保険財政を維持し、被保険者の行政需要にこたえられるように努力してまいるところでございます。

雑駁ではございますが、以上が説明でございます。よろしくお願いたします。

○会長                   ご質問、ありますか。

○雨宮委員           相当速い速度で、大変なことになるという感じがするんですが、一番最後のことと関係するんですが、少し考えると、予防の施策がぜひ必要ですよね。日本で大体、これが成功しているのは長野の佐久とか、つまり農村医療では比較的この予防の成果が上がったりして、いろいろなことを言われているんですが、都市ではそれとはちょっと違う側面があって、もちろん他市なんかでやったことも踏まえた上で、しかし都市にふさわしい予防施策みたいなものを、どういうふう考えられて着手されているか。そのことをやるためにお金を使うのはよくて、その中身はどのくらい検討されているか、もしよろしかったら教えていただきたい。

○介護福祉課長補佐 18年度から、先ほど介護保険が若干変わったというお話をさせていただいたんですけれども、地域包括支援センターというものがつくられるようになりました。小金井市も今のところ3カ所つくっております、現役時代は4カ所設定しているところでございますが、その3カ所の地域包括支援センターが中心となって介護予防のケアプランをつくるようにしております。先ほども言いましたけれども、これからやはりちょっと介護予防のほうに力を入れまないと、介護のお金が増えてしまうような見込みがありますので、お元気な方は引き続きお元気でいていただいて、介護が必要になった場合には、それはしようがないけれどもというようなスタンスではないかと思えます。一応いろいろな事業に取り組みさせてはいただいておりますが。

○雨宮委員 いろいろな事業って、もうちょっと、幾つか代表的なことは何かありますか。今すぐでなくて結構でございますが、ほんとうはちょっとそれをお聞きしたいと思います。もしできなかつたら、ちょっとみんなで考えて。多分、日常生活の仕方みたいなところも含めたことをつくらないと、ちょっと都市では不可能だと思うんです。そこまで含めて考えなきゃならないんですが、現段階で考えられる、もう少し具体的に考えられること……。

○介護保険係長 介護保険係長、本木と申します。失礼ながらお答えさせていただきます。

介護保険法改正になりまして、2つの点で介護予防の施策がとられることになりました。介護保険の認定者、要介護者と要支援者に分かれていますが、軽度であらわされます要支援者の方々に対しては、今までの要介護者と同じサービスではなくて、介護予防の視点に基づいたサービスが提供されるような形になりました。この要支援者にサービスを提供するのは、民間の介護保険の事業者になります。介護保険の事業者が新たに介護予防のサービス事業者として指定をとりまして、それに伴って指定を行います。主なところでございますが、通所介護、デイサービスというところでは、例えば筋力のトレーニング、マシンを使ったものや健康運動体操のようなものとか、作業療法士、理学療法士等の専門家により個別プログラムが生まれ、介護予防の取組がなされている。一方、訪問介護もホームヘルパーが各お宅を訪問するわけですが、そこでも介護予防訪問介護という新しい概念のものが立ちまして、今までは、例えば食事のお世話とか、ホームヘルパーさんがすべて料理をするというようなことになるんですが、今度改正になりまして、要支援者の方々にはその人のできることは自分たちでやってもらいましょう。例えば料理ができるのであれば、全部はできなくても、ある程度できるところでやっていただきましょう。できないところではホームヘルパーが、訪問介護員が手助けをして、できるだけその方の自立した介護予防の生活、介護予防の取組で

自立した生活をできるだけするようにしましょうと、このような取組がなされるような形になりました。

一方、要介護、要支援の認定を受けない方々が、将来、要介護、要支援というふうな状態にならないような取組も同時にされることになりました。これが地域支援事業と呼ばれております。これは要介護、要支援の認定を受けないんですけども、市の健康課で行われております基本健康診査のほうで、特定高齢者というんですけども、そのようなハイリスクな方々を探し出すチェックリストがございまして、そちらのほうのチェックをこちらの介護福祉課の介護保険担当のほうにも回させていただきまして、さらにそれを地域包括支援センターに回して、そういう非常にハイリスクな、何もしないと要支援、要介護者になってしまうような方々に対して、介護予防の取組をいたしませんかと、このような形を今、展開しております。まだこれは始まったばかりでございますので、実績等が今現在上がっているわけではございませんが、そのような認定を受けていない方々に対しても、ハイリスクな方については、運動機能の向上を図ったり、それから栄養状態の改善を図ったり、認知症の予防を図ったりというようなことで、要支援、要介護にならないような状態にしていこう、このような形をして介護給付費の上昇を抑制していこうと、このような形が今とられて、18年度から始まったばかりでございますが、事務局のほうでも努力させていただいているところでございます。

以上でございます。

○松井委員 別な観点から。3ページの下から2行目に、市内4つの有料老人ホームが開設されたこともあって、保険給付料が大幅に増えているということが書いてありますけれど、これは、小金井市に老人ホームができれば、他市から移ってきたら、ここの市の負担になるわけですか。

○介護保険係長 有料ホームにつきましては、実は、本来ですとそこに住民票を置かなければいけないんですけども、住所をなかなか移さない方も実はいらっしゃいます。そうなりますと、住所を移さないで、小金井市の被保険者にならないというのが、まず1点。それから平成18年4月から法改正で、たとえ住所を移しても、その有料ホーム所在地の市町村にそういう高齢者の方々が集中してしまうと給付費が増大してしまいますので、そうならないように住所地特例という制度が有料ホームにも適用されるような形になりました。

○介護保険係長 住所地特例と申します。これは、例えば小金井市に有料ホームがあって、そこに転出届を出されて小金井市の住民になられても、介護保険の資格のほうは従前の市町村、転入前の市町

村が保険者になるというような制度でございます。このような制度が今年の4月から有料ホームのほうにも拡大されまして、その所在地の市町村、有料ホームに入居されているすべての方が小金井市の被保険者というわけではないんですが、ただ小金井市内にできますと、やはり小金井市の方も多く入居するという傾向もございますので、また一方、市外に建設されている有料ホーム等に入る小金井市の方も、引き続き小金井市が面倒を見るというような形になりますので、このような状況も総合的に踏まえまして、有料ホームのほうの給付費というのは、このところは非常に増えているというのが現状でございます。

○林委員       それでは私から1つだけ。4ページの3つ目のパラグラフのところに、将来の高齢者人口の増加に伴い、保険給付費の上昇が見込まれ、今後の保険料の高騰が懸念される場所ですというふうに突き放していらっしゃるんですけど、これはこれでいいんですか。懸念されるなんていうので、放り出されるとちょっと困るんですけど。

○松井委員       懸念されるんじゃないくて、確実に起きますと。

○林委員       そうそう。ではどうするんだと。こういうことでないと、懸念するなんて人ごとみたいに言われても困るんですけどね。

○介護福祉課長補佐   済みません。適当な文言でなくて申し訳ございません。ほんとうにそう思われるところでございます。

○介護保険係長   補足させていただきます。懸念されるというところが不確定要素なところで表現させていただいているんですが、このため高騰を招くのをただ手をこまねいているという趣旨ではございませんで、こういう点もあるので介護予防という大きな取組によって保険の給付をまず抑制しましょうというのが一つ大きな点。それから介護給付の適正な給付をするということで、不適正サービスをなくしていくということで、鋭意努力させていただくという点。それから、国のほうでは、さらに被保険者の拡大と障害者施策との統合ということが、今検討されております。また、平成20年4月から国のほうは、これが統合できないか、被保険者の拡大が、今現在40歳以上が被保険者でございますが、これがさらにもっと若年層の方々にもご負担をいただけないかというような議論を国のほうですしておりますが、これにつきましてはいろいろな点、悪い点もございますので、市町村等の要望も伝えながら検討してまいりたいというようなことでございます。

○会長       それでは予定を30分ぐらい超過しているものですから、この辺でちょっと締めくくらせていただきますが、1点だけ、吉岡部長、坂本課長から教えていただきたいんですけども、こういう特別会計関連の記載をした、あるいはその関連の事務、業務を行う要員、そういう

お金の面とか人の面というのは、今回の例えば第2次の行革大綱にもあります公債費比率、あるいはその人員計画についても一定に抑えるというときに、その対象になっているのについて、その辺は。

○企画財政部長 大きく言えば、特別会計の健全化というのが強いですね。一般会計に依存する特別会計の体質であってはならない。やはり自立といいますか、自立した会計を運営していただくというシステムになりますけれど、特別会計でも、人員の抑制、人件費の抑制、経費の節減、それを一般会計と同等のレベルで、それぞれの会計の中で対応していただくということで、全会計を通じた形で行革を推進します。

○会長 ただ、目標としては会計別なんでしょうかね。

○企画財政部長 現在のこの人員計画につきましては、特別会計を含めた全会計ベースという観点で行われています。

○会長 いずれ機会をみて、連結決算ベースの数字というのを見せていかないと、こっちの一般会計で一生懸命やっても特別会計が意外と緩かったとか、その逆もいろいろあるかもしれません。

○松井委員 吉岡部長、大体のものは説明を聞いていても、それなりに先行きは、自分なりにこんなものかなというものは読めるけれど、最後のやつは、要介護者がどんどん増えると。幾何級数的に人数も増えるけれど、レベルも4、5といくと、10年後に幾らぐらいの医療費になっているんだろうと。これは今、40億だけれど、80億とか90億とかにはならんのかなという形が、果たしてマネージできるレベルであるのかどうか、議論しておかないと。

○企画財政部長 国民保険制度が既に、個々の自治体だけの体制運営では立ち行かなくなっているということと同じレベルで考えていかないと、将来の対応ができないということになりますので、一小金井という小さな自治体だけで、その財政運営のあり方を模索すると。当然、将来の方向を見定めていく努力はしなければいけませんけれども、やはりもっと大きなスパンで、それからエリアで、こういったような体系を考えていかないと、将来いずれは立ち行かなくなるというふうには考えているところでございます。

○中谷委員 大きなエリアといっても国なのか、都なのか。

○企画財政部長 先ほど、国保の会計のときに説明があったと思いますけれど、やはり都レベルとか、それから、そこまでいかなくても23区、26市のエリアにした形で、そういったような方向を模索していかないと。

○松井委員 そういったものが現在の消費税の5%から10%に上がらなくてはいけないという議論に直

結しているのかもしれませんがね。

○企画財政部長 赤字分は税率の改定と一般会計からの繰入れで賅うのも限界があるんですね。やはり国保の加入者の方は、自営業者の方が中心ですけど、日々の生活で大変な努力をされていますけれど、やはり税の負担を、どんどん赤字だからと上げていくわけにはいかないわけですね。ただ、その赤字分を一般会計で補てんするといっても、一般会計の税の負担をされている方は、国保関係の加入者だけでないわけです。いわゆるほかの健康保険に入っている方も、負担をした税を、一部の国保会計、赤字のためにそれを使うということも、もう無制限にはできないわけです。そうなってきますと、やはり今のやり方は、言葉を悪く言えば、自転車操業的な形で赤字を埋めているということになりまして、いずれは立ち行かなくなるというふうになると思います。

○中谷委員 すごく細かいことなんですけれども、保険料基準月額というのは、各市で違うわけですね。

○介護福祉課長補佐 そうです。先ほど言いましたけれども、青梅市さんとうちは少なくとも3,600円なんですけれども、高いところは4,700円、平均で多分、4,000円をちょっと超えている。

○中谷委員 400円ぐらい上がるというのも大変なんですね。3,200円から3,600円に上がるというのも、400円ぐらいですが本人にしてみたらすごく大変ですね。

○介護福祉係長 400円という単価の上昇ですが、非常に負担が多いということはよくわかっております。今般は、18年からは介護保険法改正で下のほうの段階が細分化されまして、いわゆる今まで第2段階というところが、4分の3を負担していただいていたんですけども、そのところでも、特に所得の厳しい方々が多い層がございますので、その段階については4分の3から2分の1に引き下げを行っております。ですから、実際には、17年度までは2,400円だった方々が1,800円になっているというようなこともございます。一方、高額所得者の方々には大変申し訳ないんですけども、今まで最高、3,200円の1.5倍、4,800円だったんですが、一番高額の方々、合計所得金額750万円以上の方々は、3,600円の2倍の7,200円を月々負担をお願いしているところでございます。

○会長 それでは時間も大分押してまいりましたので、議論、質問は尽きないのは承知しておりますけれども、時間管理もある程度はしなきゃいけないので。

○事務局 この後、当初の予定では、17年度の一般会計の決算状況をご報告して、若干ご意見をいただこうと思っていました。その後、資料としてお配りした組織改正のことと、それから行革の17年度決算までの財政効果とか職員数の推移を説明する予定でございましたが、時間も大分過ぎておりますので、できましたら次回に回させていただければ大変ありがたいと思いま

す。どうしてもこれだけはというのがございましたら、概略説明いたしますが。

○会長 いかがでしょうか。じゃ、そうさせていただきたいと思います。

## 6 次回の日程について

○会長 そういたしますと、次は6番に行くわけですね。

○事務局 次回の日程でございますが、1月26日の金曜日、または2月2日の金曜日というふうに考えておるんですが。

○会長 1月26日がよさそうですね。

○事務局 それでは、とりあえず1月26日の金曜日で、午後の3時から、会議室は……。

○事務局 第二庁舎801を予定しておりましたので、またご通知は差し上げたいと思います。

それで、内容については、今日の残りとか会長のほうと調整をさせていただきたいと思えます。

それから、ちょっと続いてで申し訳ありませんが、冒頭確認させていただきました議事録につきましては、精査して情報公開コーナーのほうに設置したいと思えますので、よろしくお願いたします。

○会長 市民から、議員からでもだれでも見える。

○事務局 見られます。

○松井委員 1月26日に、この横書きのやつの18年度末実施というのも幾つかあるから、1月は末になると18年度末になるので、この辺の進捗状況も一緒に。

○事務局 2次行革は、本体は19年度が最終年度になっております。追加した分は21年度もございしますが、進捗状況につきましては、現在調査をしておりますので、12月議会に報告をした後、またさらに調査をして市民会議にもご報告をしたいと思っております。

○会長 非常にいろいろな形で活発に議論をしていただき、かつ問題の深刻さを改めて理解いたしました。そういうことを含めまして、また年が明けてからになりますけれども、この行革の市民会議、市の運営にインパクトが与えられるように私ども協力していきたいというふうに思えますので、皆様方の協力をぜひともお願を申し上げます。

予定は5時だったかもしれませんが、30分を超えてしまいましたけれども、これでしたらあまり次のご予定に支障はないだろうと思えますので、ここで終わります。どうもありがとうございました。

以上